

不正改造車を排除する取り組みの実施結果（令和3年度）

[カスタムカーショーで33台の出展車両に文書による注意喚起]
[自動車用品店で17件の自動車部品・カー用品に注意喚起]

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年からカスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動並びに自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査に取り組んでおります。

今般、令和3年度の取り組み結果をまとめましたので、お知らせします。

◇カスタムカーショーにおける不正改造防止の啓発活動◇

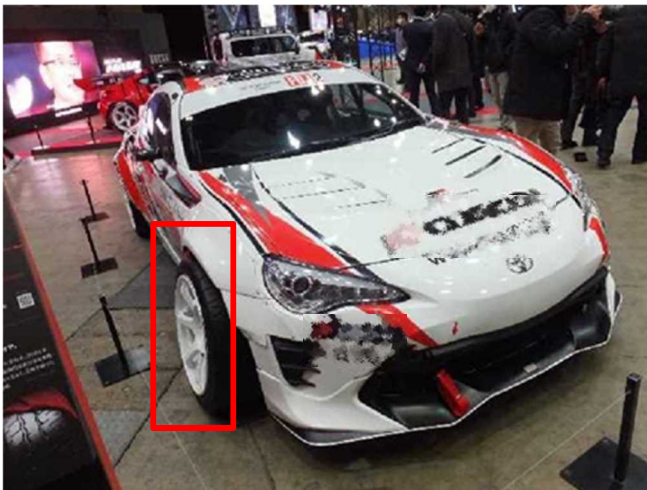
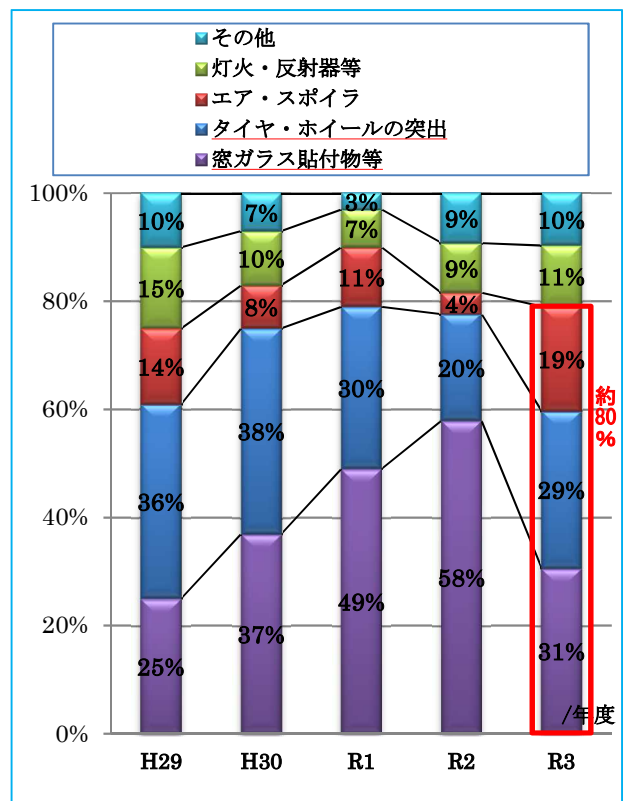
令和4年1月14日に開催されたカスタムカーショー（東京オートサロン）において、展示された車両を当機構の自動車検査官が確認を行いました。

その結果、公道走行ができない改造が施された展示専用車両であるにもかかわらず、公道走行ができると誤解を与える展示を行っていた出展者等に対しては、文書により注意喚起を行うとともに、「公道走行不可」等の明確な表示をお願いしました。

出展車両は712台（主催者発表）、表示が必要とされた車両は33台、保安基準不適合箇所は延べ62件あり、内訳としては、窓ガラスへの貼付物等とタイヤ・ホイールの突出及びエア・スポイラで全体の約80%を占めました。（グラフ参照）

この啓発活動も17年目を迎え、主催者及び出展者の方々の不正改造に対する理解が深まってきたところですが、今年度も引き続き主催者等との連携を深め、不正改造車の撲滅に向けて取り組んで参ります。

グラフ：装置別の不適合箇所数内訳



※タイヤ・ホイールの突出



※会場の様子

◇自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査◇

令和3年7月から令和3年10月にかけて、(一社)自動車用品小売業協会(APARA)の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの13店舗に自動車機構の自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で17件(前年度23件)見受けられたため、購入者への適切なアドバイスを行うよう、販売店舗へ注意喚起を行いました。(右表及びグラフ参照)

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は主に3種類あり、その中で最も多かったものは、「灯火・反射器関係」の6件でした。

継続的な取り組みの結果、自動車用品店及び用品メーカーの理解も深まってきており、長期的には減少傾向を維持しております。

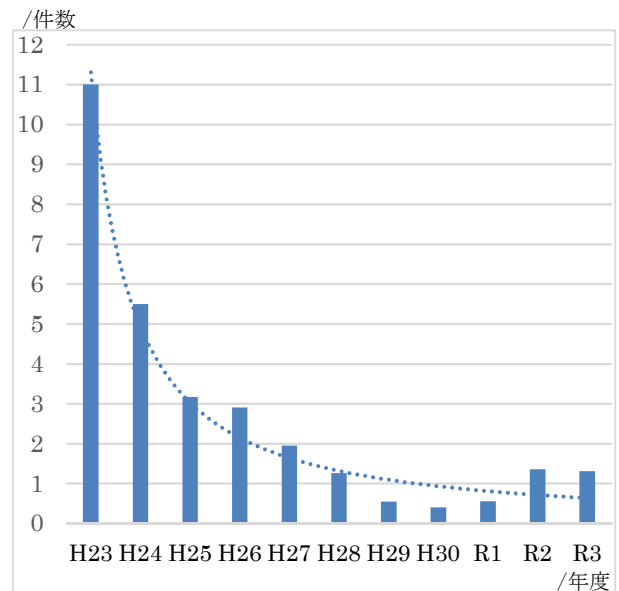
自動車機構では、今年度も引き続き関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。



表：保安基準に適合しなくなるおそれの部品・用品の具体例

部品・用品種別及び件数	具体的な内容
・灯火・反射器関係 (6件)	LEDを使用し点滅する灯火、赤色反射器について装着方法によって基準に適合しないおそれがある
・窓ガラス貼付物等 (5件)	前面ガラス、運転者席又は助手席のガラスに貼付する吸盤式スマホフォルダ、ドライブレコーダー又は窓ガラス用カーテンが運転者の視野を妨げになるおそれがある
・操縦装置関係 (4件)	交換用シフトノブで、交換することによりシフトパターンの表示がなくなるおそれがある

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話03-5363-3441(代表)

FAX03-5363-3347